

# こうのすし けんりじょうれい あん 鴻巣市こどもの権利条例（案）のポイント

## けんり 【こどもの権利とは】

すべての人が生まれたときから持つ  
ている大切なルールの人権をこども  
も持っています。

## ていぎ いみ 【定義（ことばの意味）】

こども 生まれてからおとなになる  
までの間で、心と身体が  
成長途中の人

## じょうれい もくてき めざ 【条例の目的（目指すもの）】

こどもの権利を守ることについて  
必要なことを決めて、みんながこど  
もの権利についてよく知り、こども  
が幸せに成長できるようにするこ  
とを目的としています。

こうのすし けんりじょうれい あん きほんりねん たいせつ かんが  
【**鴻巣市こどもの権利条例（案）の基本理念（大切に考える）**】

(1) すべてのこどもは、どんな理由でもいじめられたり、

差別されたりしなく、みんなに大切な権利が守られる。

(2) こどもの幸せが一番大切にされる。

(3) すべてのこどもの命は守られて、元気に育つために、

病院や学校、生活のサポートが受けられる。



(4) こどもは自分の考えを言うことができ、その考えは大切にされる。

